

長期運転資金貸付のお知らせ

(公財)労災保険情報センター(RIC)互助事業による長期運転資金の貸付を、次のとおり実施します。

1 貸付対象者

労災診療補償保険支援（互助）契約締結後1年以上経過し、労災診療費の請求実績のある医療機関とします。

なお、令和3年5月1日現在当事業による借入残金のない医療機関とします。

（現在当事業から貸付を受けている場合は、4月23日（金）までの完済が申込条件となります。4月13日（火）までにRIC労災医療部へお問い合わせ下さい。

2 資金の用途

経営の改善等に必要な資金としてご利用ください。

3 貸付額

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

（貸付額は、借入申込月の前1年間（令和2年5月～令和3年4月）に労災診療費として請求した額の80%の5倍以内とします。例えば、最低貸付額100万円を借入れる場合に必要な労災診療費の請求額は最低25万円となります。

4 貸付利率*

貸付利率は、財政融資資金法に基づく、貸付月の7月1日又は11月1日現在の貸付金利率（年利）から1.0%を減じた固定金利とします。
ただし、利率の下限は、0.5%です。

（今年度の貸付利率は、現時点では0.5%を予定しています。
7月貸付と11月貸付で貸付利率が異なることがあります。）

5 償還期間*

貸付金の償還期間は5年以内とします。

（返済に当たって、6か月以内の据置期間を設けることができます。
据置期間は返済期間に含まれ、利息のみのお支払いとなります。）

6 貸付の決定*

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定します。
なお、貸付の決定結果は6月末を目途に郵送にてお知らせします。

7 貸付契約の締結*

貸付の決定後、「金銭消費貸借契約書」と「印鑑証明書」の提出により貸付に関する契約を締結します。

（※保証人・担保は必要ありません。）

8 貸付金振込日*

借入申込時に、どちらかの振込日を選択してください。

7月貸付	令和3年7月26日（月）
11月貸付	令和3年11月25日（木）

9 貸付金の返済*

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、お振込みによる返済となりますが、労災診療援護貸付金貸付契約を締結している場合は、毎月の労災診療費立替額から控除し、不足する場合、差額はお振込みでの返済となります。

（貸付利率を0.5%として5年間で返済する場合、毎月の返済額は、借入金100万円の場合約16,900円、1,000万円の場合約169,000円です。）

10 延滞損害金*

約定による債務を履行されないときは、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）で延滞損害金を徴収します。

11 借入申込期間・申込方法*

令和3年4月26日（月）から同年6月25日（金）までに、裏面の「長期運転資金借入申込書」（コピー使用）に記入のうえ、当財団労災医療部へ郵送にてお申し込みください。

※11月貸付を希望した場合も、借入申込期間は上記と同様です。

詳細については、下記までお問い合わせください。

令和3年4月

[お問い合わせ先]

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル

TEL 03-5684-5516

FAX 03-5684-5521

長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付金貸付事業規程第8条の規定により、下記の金額の借入れを申し込みます。

記

- 借入申込額 金 円
- 資金の用途
- 償還期間 年 か月 (据置期間 か月・不要)
- 希望振込月 (下記のいずれかを○囲みしてください)
7月 ・ 11月

指定病院等の番号

--	--	--	--	--	--	--	--

住所 〒

病院又は診療所名

代表者の氏名

印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号